

## 給食の時間を楽しく！ 食物アレルギーに関係なく、食べてもらいたい！

学校給食は必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための役割も担っています。「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省 2015.3) の大原則の最初には「食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする」とあります。西宮市内の小中学校ではどんな対応がされているのか、お聞きしました。

### 学校給食課

2015年現在で、西宮市の市立小学校(40校)の全児童数は約2.8万人、市立中学校(20校)の全生徒数は約1.2万人です。学校給食で食物アレルギー対応を行っている児童生徒は、小学校で812人、中学校で206人です。食物アレルギーがあっても、自分でアレルゲンを除去し、学校での対応を必要としない児童生徒もいます。

現在、学校給食でのアレルギー対応として、1ヶ月分の献立と材料が記載されている「アレルギー献立チェック表」と、1ヶ月分の加工食品の原材料を記載している「加工食品原材料一覧」を、学校からアレルギー対応が必要な児童生徒の保護者に配布しています。

アレルギー献立チェック表に記載している献立・材料にはチェック欄があり、保護者は加工食品原材料一覧を確認しながら、すべての献立・材料について、食べられる場合は「○」、食べられない場合は「×」、アレルゲンが含まれているが食べられる場合は「●」などを記入して学校に提出します。学校は提出された献立チェック表に記入漏れ等がないか、複数人で確認をしています。

学校では提出されたアレルギー献立チェック表をみて、給食当日に配膳する・しないの対

応を行っています。アレルギーの原因となる食品は、卵が最も多く、次いで牛乳、エビと続きますが、他にも多くの食品があります。学校給食における食物アレルギー対応は、給食室での「除去食対応」、及び教室での担任が行う「除去対応」を基本とし、代替食の対応は行っていません。

「除去食対応」は、調理の最終段階での卵(うずら卵、マヨネーズ含む)に限定しています。除去食は原則本人に給食室まで取りに来てもらいます。低学年等については、学級担任から対象児童生徒に直接渡すようにします。

アレルゲンとなる食品が給食に使っており、除去食対応以外の場合は「除去対応」となり、教室での配膳時に食べられない料理を提供しないようにします。代わりの食品を持参することも可能で、小麦アレルギー等がある場合は、当日の給食献立に似せた内容のものを持参していただきます。

学校では、「いただきます」の前に、アレルギー献立チェック表を確認し、誤配がないようにしています。また、食物アレルギーのある児童生徒に対し誤配がないか、給食当番や学級の児童生徒の協力も得るとともに、情報共有し事故防止に努めています。

2017年度中には、ヒューマンエラーによるチェック漏れを防ぎ、利便性の向上を図るため「学校給食献立作成・アレルゲン管理システム」を導入します。児童生徒の食物アレルギー情報と、学校給食の献立情報をデータベースに登録し、児童生徒ごとに食べられないメニューが一目でわかるようになります。

### 学校保健安全課

個々の児童生徒の対応については、「学校生活管理指導表」に基づき、各学校の食物アレルギー検討委員会で確認され、その症状が出現した際の対応も含めて、校内の全教職員に伝えています。アレルギー反応の強さや症状は、一人ひとりちがうので、たとえば牛乳アレルギーで、牛乳パックリサイクルのために洗浄するときの飛沫などでもアレルギー症状を発症する場合には、牛乳パックのリサイクルを中止することもあります。

また、修学旅行のように外食を伴う行事では、宿泊先などに献立と食材のリストを提出していただき、保護者と綿密に事前協議をし、事故のないように個別対応をしています。

さらに事故防止と緊急時の速やかな対応のために、教育委員会主催の専門医による研修、各学校の食物アレルギーに関する職員研修を毎年行っています。

### 西宮市立小・中学校の学校給食の食物アレルギー対応

- 1.アレルギー対応の対象となる児童生徒
- A) 医師の診断により、食物アレルギーと診断されている。
  - B) アレルゲンが特定されて、医師から食事療法を指示されている。
  - C) 家庭でもアレルゲンの除去などの食物除去療法を行っている。
  - D) 定期的を受診し、評価を受けている。

- 2.対応
- A) 給食室での「除去食対応」、及び教室で担任が行う「除去対応」を基本とし、代替食は行わない。
  - B) 「除去食対応」は、卵(うずら卵、マヨネーズ含む)に限定し、調理の最終段階で卵を除去する献立は、卵スープ、かきたま汁、八宝菜、卵とじ、スパマヨサラダなど。
  - C) 「除去食対応」は、完全除去(アレルゲンをすべて除去)のみとし、量の調整など部分除去は行わない。
  - D) 「除去対応」は、量の調整などの部分除去(半分のみ喫食可等)は行わない。
  - E) 誤食を防ぐため「除去食対応」及び「除去対応」の日はおかわり禁止。

- 除去食対応:給食室でアレルゲンを除いた給食を提供する
- 除去対応:教室の配膳時に食べられない料理は提供しない
- 代替食:代替となる献立、または代替の食品を提供

**編集後記** 委員の活動は自己発見の過程でもありました。わたしがほんとうにいききたいところを目指すきっかけと、形にしていこう喜びをありがとうございました。皆さんもぜひウェブへ! (裕子)

低学年児童に増えている食物アレルギーも飲み物、食物だけでなく、我々をとりまく環境にも目を配り1日も早い対策が確立されることが望まれます。傘寿の筆者は経験が少ないのでつい見逃し勝ちですが。(M)

【ネットワーク委員】西宮市男女共同参画センターウェブを拠点に市民参画の事業を推進することを目的に公募で選ばれた市民(任期2年)、現在の第3期委員は情報誌の編集・発行、講座企画、運営をしている。【ウェブ(WAVE)の意味】「男女がともに行動し、活気に満ちた平等社会をめざす」ことを意味する言葉(With/Act/Vitality/Equality)の頭文字と、男女共同参画社会の実現に向けて大きな波(うねり)をつくっていく、という思いがこめられています。

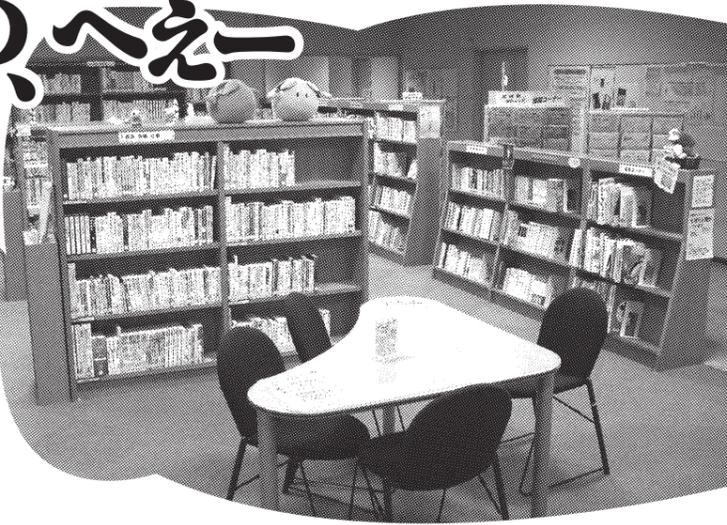
ウェブは、男女共同参画社会の実現をめざす施設です。性別・年齢・国籍にかかわらず、ご利用できます。

■開館時間 1/4~12/28 9:00~22:00  
■受付時間 月~土曜日(年末年始、休日除く) 9:00~17:15

**WAVE PRESS Vol.19**【発行日】2017年3月31日  
【編集・発行】西宮市男女共同参画センターウェブネットワーク委員会 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階  
●Tel.0798-64-9495 Fax.0798-64-9496  
●http://www.nishi.or.jp/navi/ln\_0009600000.html  
●https://www.facebook.com/nishi.wave/

## こんなところあるの、へえー 知らんかったわ

「西宮市男女共同参画センター ウェーブ」は、阪急西宮北口駅南出口から南へ約100mです。託児付き講座・上映会/女性のための相談室(悩みの相談、法律相談、チャレンジ相談)/いきいきフェスタ/図書・DVD貸出/授乳室/グループ活動支援/その他…。年末年始(12/29~1/3)以外は9:00~22:00 オープン! ほぼすべて無料! 利用者の年齢、性別、国籍、問いません! どなたでも利用OK!



### 1 ネットワーク委員(裏頁参照)のお勧め図書紹介

**こどもの体温 彼は花園で夢を見る**  
◎よしながふみ著/白泉社/2010

人生は失うことの繰り返し…。今ここにいない人の“愛”を享受しながら、今ここにある“愛”を生きる、喪失と癒しの物語。

「こどもの体温」は、妻に先立たれた酒井高紀と息子紘一を中心に展開するオムニバスストーリー6編。中学生になった紘一の「彼女が妊娠したかも」という告白から始まるお話を皮切りに、亡き友を巡るふたりの男性のプラトニックな同性愛と友愛の話など、どれも切なく愛おしい。

「彼は花園で夢を見る」は、中世を舞台に美しい花園のある屋敷に住む男爵と、彼に拾われた楽師を取り巻く人々の話4編からなる。戦地から帰った男爵を迎える妻、その後の悲劇につながる“寡黙な愛”に涙。モチーフの花園が美しすぎる。

**男子問題の時代?**  
錯綜するジェンダーと教育のポリテイクス ◎多賀 太著/学文社/2016

学力不振や少年犯罪など、学齢期の「厄介者の男子」の問題は、日本では取り上げられることは少ないが、西洋諸国では社会問題としてとらえられ、解決に向けた国家予算がついている。

男性原理の一つである「競争」。しかし勝者になれるのは一握りの男性にすぎず、その一握りの男性を持ち上げ、競争に参加しているふりを続けるのは、“男性である”ことで優遇されているからである。当然、敗者とみなされることになる弱音は口にできない。

先進諸国の中でも圧倒的に男性優位社会の日本では、「男の生きづらさ」が盛んに語られるという逆説的な現象に着目し、そのメカニズムの解明を試みる。

**家事労働ハラスメント**  
生きづらさの根にあるもの  
◎竹信 三恵子著/岩波書店/2013

家事労働ハラスメント「家事ハラ」は、著者による造語である。「家事労働を蔑視・軽視・排除する社会システムによる嫌がらせ」と定義し、女性が、家事を担うことにより社会から不当に締め出され、貧困や生きづらさへと追い込まれていく実態を明らかにした。

長時間労働と保育サービスの不備から、出産で約6割の女性正社員が仕事を辞めている。家事と両立するには非正規労働しかないうえに、夫の賃金に支えられ「家事の合間のお小遣い稼ぎ」と低賃金が当然とされてきた。非正規で働く女性が、日本の貧困増加の影の主役なのだ。一方、世帯を支えなければならない男性は、長時間労働があたりまえ。著者はこの状況を「家事ハラ」と名づけることで、働き方を家事労働の視点から見直す重要さを認識してもらおうとしたのが出版の意図だったという。

# 「しきたり」にしばられず、スッキリ生きる～「家制度」を考える～

講座録

エンディングにまつわるさまざまなあたりまえやしきたりは、廃止されたはずの家制度や個々の家庭の事情などが絡むため、なかなかスッキリとはいきません…。

「日本の宗教を専門に研究してきた大きな理由は、しきたりや慣習というあたりまえのことに対して疑問をもち、一歩踏み止まって考えてみたい、

考えておかしいと思ったら、それを少しでもいいから変えたいと思ったからです」と言う源淳子さんを講師にお迎えしました。

2017.2.25 13:00～15:00 西宮市男女共同参画センター 411 学習室

講師：源淳子（女性学研究者、関西大学人権問題研究室委嘱研究員）

## 明治時代の 「家に入る」婚姻の形を 「入籍」といいます

1871（明治4）年、戸籍法が制定されました。「戸籍制度」は、戸主を中心にひとつの戸籍の中にひとつの家族とする「家」を単位とした国民の登録制度です。1898（明治31）年、明治民法が制定されて「家制度」は完成しました。「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」（746条）、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」（788条1項）、苗字はひとつ、結婚イコール「入籍」ということです。「女戸主カ入夫婚姻ヲ為シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト為ル」（736条）、夫が妻の家の戸籍に入るときは、戸主にはなるが妻の「家」の苗字を名乗りました。この時代の婚姻はどのような形であっても「家に入る」ことですから「入籍」なのです。

## 女性の生き方、男性の生き方は 明治民法によって 決められていました

1873（明治6）年、徴兵制度が敷かれました。兵士を集めるためにも戸籍制度の整備が必要だったのです。家制度では長男と次男、三男以下の扱いは大きな差がありました。家を継ぐ長男は軍隊にとられないけれど、次男、三男以下の男性は労働力であり、兵力でしたから、徴兵制に合格することが一人前の男性であると考えられました。

「家」を継ぐとは、祭祀権を継続していくことです。明治民法に「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ヲ承継スルハ家督相続ノ特権ニ属ス」（987条）と定められていました。祭祀権とは、「系譜」は過去帳、家系図、「祭具」は仏壇、位牌、

「墳墓」は墓のことです。「長男は家を継ぐ」というあたりまえがこの時代につくられ、そしてそれは国家に求められた生き方だったのです。

家制度の中では女性と男性の生き方の意味がちがっています。「家」とは、祖先があって現在につながり、未来につながっていくという「祖先祭祀」のためのものであり、「家」が続くには女性はたくさん子どもを、特に男子を生まなければならぬという考え方が出てきます。個人よりも「家」が優位、夫婦よりも父息子の関係が重視されました。

女性にとって結婚の意味ははっきりしています。女の一生は、親が決める相手と見合い結婚をし、子どもを産み育て、夫の代理として日常の家事を行うと民法にまで定められていました。親権は父親にしかありませんでした。夫のいる妻は法律行為をする能力が認められていない「無能力者」であり、財産は夫が管理するもので妻は財産を継げなかったからです。女性は「家」に埋没する生き方をし、夫に従って生きる。逆に言うと、夫に従わない妻に対して夫はどんなことをしても言うことを聞かせていい、暴力をふるってもかまわないということです。DV（ドメスティック・バイオレンス）があたりまえにあったと思います。

こういう生き方を求められた女性は、国家の「産めよ殖やせよ」を担っていました。それは、中絶は許されないとということでもあります。そして、教育する母でありなさいという「良妻賢母」が求められていきました。

家制度の中では、嫁は「やる」「くれる」「片付ける」モノ扱いです。結婚できない女性は何か問題があるとみなさ

れ「嫁かず後家」という言葉で否定されてきました。

## 廃止された制度が 「しきたり」として 残っています

戦後、家制度はなくなりました。しかし、現在でも、結婚のときに「入籍」と言う人がいます。多くの人が結婚したら女性は男性の「家」に入り、男性の苗字が変わるのがあたりまえと考えています。そこが問題です。そのあたりまえといわれ、日本の伝統といわれていることは、1898（明治31）年に明治民法が制定されてから、1947（昭和22）年に改正されるまでの間のことなのです。

戦後、憲法の制定に伴い改正された民法により家制度は廃止され、戸主の同意が必要だった婚姻も20歳以上で両性の同意のみで可能となり（憲法第24条）、夫婦の苗字は妻、夫のいずれかを選べるようになりました。しかし、現在でも明治時代の婚姻の形である「入籍」という言葉が使われているのは「家制度の意識」が私たちの中に染み込んでしまっているからです。

女子の学生に「結婚を考えている相手に、あなたの姓に変わりたくないけどって聞いてごらん。そのときの態度によって相手がどんなことを考えているかがわかるから」と言っています。男性も彼女が僕の姓に変わってくれるのをあたりまえと思ひ、疑問をもちません。このようなあたりまえ、常識といわれているしきたりに対して、一回立ち止まって「不思議、おかしい」と考えてみませんか。

## 自分の遺骨を どうしてもらいたいか、 家族や大切な人と 話せていますか？

現在の民法は「系譜、祭具および墳墓の所有権は、（中略）慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する」（897条）、「慣習に従って」という非常にあいまいな文言を使っているため、現在もなお、お墓を継ぐのは長男というしきたりが残っています。けれど、財産は長男だけが継ぐと思っている人はいません。お金に関してはみんなよく知っています。

戒名に関してですが、本来、戒名は生きているときに受戒\*を受けていた人だけのものです。戒名は亡くなってからもらうものと思っているあたりまえを、戒名が本当に必要かどうかというところから考えてみませんか。友人は俗名のまま逝きましたが、何も問題はありませぬ。それでも戒名がほしい人は、お寺に付けてもらわなければならないというあたりまえにしばられないでください。死んだ先の自分の名前は自分で好きな名前を付けてもいいんです。

遺骨の問題を歌にしたのが「千の風になって」です。「♪私のお墓の前で泣かないでください そこには私はいません 千の風になって あの大きな空を 吹きわたっています」。お墓に大切な人がいると思うから、お墓参りをするんです。この歌を歌うんだらお墓参りはしないでもいいと思うのですが、これだけ流行ってもみなさんお墓参りに行きます。いろんな考え方があるので一概にお墓を否定することはできませんが。

私の大切な人の遺骨をどうするか、私自身の遺骨をどうしてもらいたいかという問題です。最近「墓じまい」をする人が増えてきました。また、遺骨と貧困の問題もあります。遺骨を電車で忘れる人は確信犯なのです。埋葬にはお金がかかりますから。

私は遺骨を拾ってもらわなくていいという考えです。家族や友人にも伝えましたし、連れ合いとはどちらが先に逝ってもお互いに遺骨は拾わないと決めています。遺骨は拾うもの、お墓に入れるもの、というしきたりにしばられず、家族や友人と話し合うことができますか？ お墓の問題、お葬式の問題は生きている間の人間関係の問題だといえます。

だれもが必ず死にます。大切な人の死をどうとらえるか、私の死を私はどうとらえるのかは大きな問題です。し

きたりにとらわれず、「スッキリ生きて、逝く」ためには、あたりまえとされているしきたりに疑問をもつところから始めましょうと問題提起をさせていただきました。

（文責：ネットワーク委員会）

※受戒：仏教の戒律を受持すること

## ワンポイント ×モ

ウェーブ主催の講座や上映会、語り合いグループ以外に、市民が主体で企画・運営し、ウェーブが講師謝金を支援する「市民企画講座」は毎年3月下旬～4月に公募します。詳しくは市のホームページや市政ニュース、FaceBook、ちらしでお知らせします。

ウェーブ主催の講座や上映会は、すべて託児付き（1歳半～就学前）です。

